

なんば広場の 3D モデルデータ作成業務委託

1. 業務目的・概要

なんば広場は、整備目標としては、令和 4 年 7 月にとりまとめた「なんば駅周辺における空間再編推進事業 整備プラン」において、大阪市と地域が連携して、なんば駅前に人を中心の新たな上質感ある憩いのシンボル空間を生み出し、御堂筋をはじめ魅力ある駅周辺エリアの歩行者の回遊性の向上を図ることにより、世界をひきつける観光拠点としての難波の魅力を高めていくこととしている。

また、運営・管理としては、広場はもとより難波エリアを視野に入れて賑わい形成を図りながら持続的にまちづくりを進めていく観点から、地域の協力や民間の活力を取り入れることが重要であり、エリアマネジメント組織などが自主的に運営・管理していくことをめざしている。

令和 5 年 11 月の先行オープンに引き続き、令和 7 年 3 月の全体完成を迎える今後は、歩行者利便増進道路制度を活用し、新たな管理運営者である地域と本市が連携し、なんば広場を広く PR しながら、より一層の安全安心の確保と、賑わい創出に向けた利活用を図る必要があるため、主に以下の取組の推進に向けて、3 次元データを活用する。

- ① 日よけ施設による日陰の検討：夏場の広場空は暑く、利用者が減少していたため、令和 7 年 8 月 4 日(月)～8 月 31 日(日)の期間に社会実験としてパラソルを設置した。設置後は、パラソル下の机・椅子の利用率は高く、日なたの机・椅子の利用率は低く、日陰の必要性が把握できた。一方、なんば広場は風が強く、風速に応じてパラソルの開け閉め対応が必要といった課題があったため、今後、常設の日よけ施設の整備等も含め、検討が必要となった。よって、設置後の日よけ施設の見え方や時間、季節の経過に伴う影の位置などを踏まえ、適切な配置等を検討する。
- ② デジタルサイネージの追加設置に係る検討：なんば広場の事業収支を成立させる収入源である新たなデジタルサイネージを設置する際に、安全面や効果的な配置とするために、自動車・自転車・歩行者からの見え方を検討する。
- ③ 道路内建築物設置の検討：今後、さらなる机・椅子の増設等に向けて、それらを収納するための倉庫などの設置に向けて、位置や規模感を検討する。
- ④ 上記検討に関して 3 次元データを活用して、地元調整、管理者協議を行う。

※本業務では、これら空間検討のベースとなる 3 次元データの整備を行う。

2. 業務内容

なんば広場周辺の空間の立体的な 3 次元データ化を行う。

(1) 作成するデータ

- ① 3D モデルデータ
- ② 作成したデータを含む閲覧用 VR ソフトウェア

なお、データや閲覧用 VR ソフトウェア要件については別紙を参照すること。

(2) 作成するデータの範囲

なんば広場周辺のエリアとして、別図 1 に示す範囲とする。ただし、詳細の範囲については、本市との協議の上決定する。

(3) 作成するデータの種類

- ① なんば広場整備前の空間（別図 2）

②なんば広場整備後の空間（別図3）

（4）作成するデータの内容

別図4を参考に、道路空間及び道路空間から見える建物側の情報を3次元データ化する。

ただし、詳細については、本市との協議の上決定する。

①道路空間

車道及び歩道の路面、地下街などの出入口、電信柱、架線、照明柱、植栽（樹木）、ベンチ、アーケード、バス停、デジタルサイネージ、日よけ施設、道路内建築物など

②建物空間

道路から見える建物、構造物の形状（外観、エントランス、庇など）

（5）主な作成方法

主な作成の手法については、以下の通りとし、これに寄らない場合は、同等の品質が確保される場合は、本市と協議の上変更することができる。

①令和6年度の地形図を基本とする

②別図1及び別図2を用いて平面的な空間を補正する

③道路空間及び沿道建物の外観を現地で写真撮影などの踏査を実施し、3次元的な空間の補正及び外観を作成する。なお、外観の作成に当たっては、写真を撮影し、その写真を活用すること。

（6）留意事項

作成するデータの表示

作成するデータのレイヤーなどについては、大阪市と協議の上決定する。

（7）貸与品

①別図2のCADデータ

②別図3のCADデータ

③なんば広場整備前の資料

④その他大阪市と協議の上決定した資料

3. 提出書類

業務の着手時、実施中及び業務完了時に本市の定める様式で以下の書類を提出すること。

（1）業務の着手時に提出する書類

①業務着手通知書1部

②業務実施計画書1部

③工程表1部

④業務責任者通知書1部

（2）業務の実施中に提出する書類

①借用書、返納書（必要に応じて、隨時）

②業務打合せ書1部（必要に応じて、隨時）

ただし、日時・場所・参加者・内容等については、常時簡易な記録（メモ）を作成し、保管しておくこと。また、業務委託完了後に提出すること。

(3) 業務完了時に提出する書類

- ①納品書 1部
- ②業務完了通知書 1部

4. 成果品

下記（1）～（4）のデータを格納した DVD-R データ 2 部

(1) 3次元モデルデータ

- ・VR ソフトにて可視化するためのデータ※フォーマットは FBX 形式とする

(2) VR ソフトウェア

- ・上記 3D モデルデータを閲覧、および計画案を比較検討可能なアプリケーション

(3) 報告書 2 部 (A4 または A3 数枚程度にまとめたもの)

- ・作成したデータの全体及び詳細部分（広場部分及び南北道路部分）の画像
- ・3 次元データを作成するにあっての作業手順

(4) 業務より得られた資料一式

※外観からタイトル・内容等がわかるようにすること。

※提出する電子データは、コンピュータウイルスによるデータの紛失や改ざん及び外部へのコンピュータウイルスの拡散を防止するため、ウイルスチェックを行うこと。使用したウィルスソフト並びにウイルスチェックの日付を DVD-R に記入すること。

5. 履行期間

契約日から令和 8 年 3 月 31 日まで

6. 再委託の制限

1 業務委託契約書第 16 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

(1) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

3 受注者は、第 1 項及び第 2 項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超える一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

4 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

5 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第16条第2項及び第16条の2第2項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

7. 事業担当

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号
大阪市計画調整局開発調整部開発計画課 倉森・中田
電話：06-6208-7886

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- ・ 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること

※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます

<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>

- ・ 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- ・ 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- ・ 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- ・ インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- ・ 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- ・ 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- ・ 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- ・ 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- ・ 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- ・ 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- ・ 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること
なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- ・ 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること

■利用する VR ソフトウェアについては以下の要件を満たすものとし、発注者と協議して決定する

○VR ソフトウェアの基本的要件

- ① 制作された VR は Windows 及び MacOSX 環境にて起動できること
(成果品の VR ソフトウェアは、下記の Windows 環境で正常に動作するよう、動作確認を行うこと。)
- ② OS : Windows10 以上、CPU : Intel Core i5-8500 以上、RAM : 4GB 以上、ビデオコントローラ : Intel-UHD630 相当以上のスペックにて、30FPS の動作性を確保できること。
- ③ VR の起動条件 : EXE 形式 (事前インストール不要のこと)
- ④ VR 空間の機能全体をフリーライセンスで利用できること
- ⑤ 利用 PC を増やした際に新たなライセンス料が発生しないこと
- ⑥ スタンドアロン (インターネット非接続状態) で、下記(1)(2)全機能が利用できること
- ⑦ CDROM もしくは DVDROM 1 枚に収まる程度のデータ容量で、インターネットなどを経由して関係各所に容易に配布できること
- ⑧ データ活用の観点から BIM・CIM 連携は可能であることとするが、専門性の高い BIM・CIM データ等とは異なるコンテンツで作成すること
- ⑨ 関係各所において議論・検討される内容に即したデータの追加修正及び更新を継続的にできること
- ⑩ 将来の計画変更や検討事項、機能追加などに容易に対応可能なソフトウェアとすること
- ⑪ 大阪市が保有する他事業で作成された 3 次元モデルデータなどを合成可能とし、課題検討機能などを継承・更新しつつ、全体的な構想への活用を可能とすること。

○VR ソフトウェアのインターフェース

(1) 空間レビュー性能

- ① 全体掌握のための鳥瞰飛行および利用者目線での空間確認・動線確認のためのウォータースルーがマウスなどの操作で自由自在にできる機能
- ② 計画案（複数）を入れ替え対比させる比較検討機能
- ③ 空間内の任意の位置に簡易な操作で樹木や屋外添景物などのボリュームを挿入・配置することを可能とし、挿入・配置したオブジェクトを次回起動時に再現できる機能 ※挿入するオブジェクトは別途協議の上決定する
- ④ VR 画面上の 2 点間の距離を測定できる機能
- ⑤ 対象地域における日影の動的変化を連続的に表示できる機能
- ⑥ 空間内の各種構成要素を、ギズモなどによる直感的な操作で、拡大縮小・回転・拡大縮小・取り消しが行えることにしてすること。

(2) プレゼンテーション性能

- ① 説明用パワーポイントの中から直接コンテンツを呼び出せる機能（ハイパーリンク）
- ② 定められた重要視点場にジャンプするビューポイントジャンプ機能
- ③ 上記の重要視点場を、VR 画面上の任意の場所にて、設定、記録、保存できる機能
- ④ VR 画面上の任意の点をクリックすると、自動的に VR 上の視点がクリックした地点に移動できる機能
- ⑤ VR 画面上の視野角及び視点の高さを、自由に設定できる機能
- ⑥ シナリオのあるプレゼンテーションに対応するアニメーション機能およびそのルート編集機能および共有機能
- ⑦ VR 画面上に 2 次元地図データを表示し、視点位置を同一画面上に表示できる機能
- ⑧ 任意の視点から見た画像を画像ファイルとして出力できる機能

(3) 関係者間共有・情報公開性能

- ① 将来的な事業内容のパブリティへの展開を見据えた、AR 技術などによる拡張性（スマートフォンやタブレット、スマートグラスでの動作を想定）
- ③ 検討画面の使用や各種資料への転載、アニメーション動画などの公開において、大阪市の判断の下で自由に使用できること

別図 1



別図 2

舗装平面図(現況) S=1:1000 (A3)

舗装 凡例

広場平板舗装



なんさん通り平板舗装



車道アスファルト舗装



植栽帯



■なんば駅前広場 断面A-A'

S=1:400 (A3)



タクシープール

喫煙所

広場平板舗装

植栽帯
タクシー乗り場
バス停上屋
バス停

■なんさん通り南北 断面B-B'

S=1:400 (A3)



■なんさん通り南北 断面C-C'

S=1:400 (A3)



歩行者 通行
道 通行 空間
状 空間 空地

業務名	なんば駅周辺における空間再編進事業設計業務
路線名	大阪市道南北線
場所	なんば駅前広場(中央区難波5丁目) なんさん通り(中央区難波5丁目)
図名	舗装平面図(現況)
縮尺	1:500(A1) 1:1000(A3)
単位	mm
年月日	令和6年7月
備考	/
設計	
会社	南海電気鉄道株式会社

別図 3

■なんば駅前広場 断面A-A'



舗装計画平面図 S=1:1000 (A3)

1 / 1

易

歩行者
通行
空間

自転車走行抑制ボラード

凝石平板舖裝300×75×t80

自転車走行抑制ボーラード

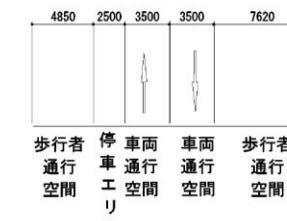
テラスベンチ

自転車走行抑制ボラード

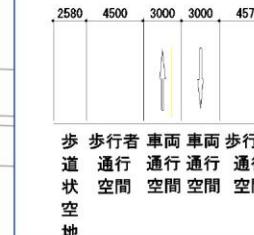
擬石平版舗装
300×600×t

インターロッキングブロック
100×200×t60

■なんさん通り南北 断面B-B



■なんさん通り南北 断面C



舗装 凡例	
擬石平板舗装300×75	
擬石平板舗装300×600	
ILB舗装100×200×t60	
ILB舗装100×200×t80	
半たわみ性舗装 (t80)	
アスファルト舗装	

業務名	なんば駅周辺における空間再編推進事業設計業務			
路線名	大阪市南北北線			
場所	なんば駅前広場（中央区難波6丁目） なんさん通り（中央区難波5丁目）			
図名	建築計画平面図	図番	/	
縮尺	1:500(A1) 1:1000(A3)	係長	照査	設計
単位	mm			
年月日	令和6年6月			

別図 4

